

# 国民年金保険料免除申請の受け付けが始まります

～ 毎年7月が新年度の受け付け開始月。承認期間は7月から翌年6月までです ～

今年度分の国民年金保険料免除申請（全額免除・一部免除・若年者納付猶予）の受け付けが、7月2日(月)から始まります。保険料の免除・納付猶予を希望する方は、年金手帳と印鑑を持参し、市民課国民年金担当（本庁舎1階）・出張所・連絡所で申請してください。申請後は社会保険事務所で審査・決定を行い、結果通知が申請者に送付されます。

## 免除の対象

- ・前年の所得が一定以下の方
- ・平成18年3月31日以降の失業や同年4月1日以降の天災などにより、保険料を納めることが著しく困難な方（申請者・配偶者・世帯主が同年3月31日以降に失業している場合は、離職票など退職の事実がわかる公的機関の書類を持参してください）
- \*前年の所得によって審査を行うため、所得の有無にかかわらず、必ず申告をしてください。なお、平成19年1月1日以降に川越市に転入した方は、平成19年度課税証明書または平成18年分源泉徴収票が必要です。

## 翌年度以降の継続申請をした方へ

次の①②に該当する方は、今年度分の申請は必要ありません。

- ①昨年度分において、継続審査により全額免除または若年者納付猶予が、引き続き承認された方
  - ②昨年度分の申請時に翌年度以降の継続審査を希望し、昨年度分において全額免除または若年者納付猶予が承認された方
- \*今年度分の申請は必要ありませんが、審査は行います。継続審査の結果は、社会保険事務所から通知書が送付されます。なお、若年者納付猶予については、30歳に到達する月の前月分までが対象となります。

## 学生の方へ

大学・短大・高校・高等専門学校・専修学校などに在学する20歳以上の学生については、国民年金保険料学生納付特例の申請が、国民年金保険料免除申請に優先します。学生納付特例制度について、詳しくは市民課国民年金担当にお尋ねください。

\*4分の3免除・半額免除・4分の1免除は納め忘れがあると、受給資格期間に入らず、年金額も増えません。

## ●免除対象となる所得（収入）の目安（平成19年度）

世帯構成	全額免除	一部免除		
		4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯 (夫婦・16歳未満の子2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
2人世帯(夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
単身世帯	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

- \*2人世帯と4人世帯は夫婦どちらかのみに所得がある世帯としての試算です。
- \*社会保険料控除などの控除額は個人により異なるため、この表はあくまでも目安です。
- \*若年者納付猶予は全額免除と同基準、学生納付特例は半額免除の単身世帯と同基準になります。

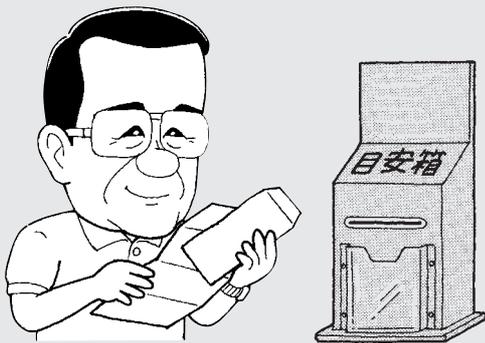
## ●免除申請が承認された場合

制度	全額免除	一部免除			
		4分の3免除	半額免除	4分の1免除	若年者納付猶予 学生納付特例
納付額	なし	3,530円	7,050円	10,580円	なし
所得審査対象者	本人・配偶者・世帯主			本人・配偶者	本人のみ
老齢基礎年金を請求するときには	受給資格期間に入ります				
老齢基礎年金の計算では	承認期間の3分の1が算入されます	承認期間の2分の1が算入されます	承認期間の3分の2が算入されます	承認期間の6分の5が算入されます	算入されません
障害・遺族年金を請求するときには	免除期間は納付済みとして扱います				

\*免除を受けた期間の保険料は10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。ただし、免除を受けた年度から2年を経過した分については、当時の保険料額の経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

問い合わせ…市民課国民年金担当・TEL内線2466

# 舟橋市長に提案 No.135



## 新河岸駅にエレベーターを設置してください

### 提案要旨（市民目安箱・平成17年12月）

新河岸駅にはエスカレーターしか設置されていないため、たいへん不便です。ベビーカーなどでも駅施設を利用しやすいよう、エレベーターを設置してください。

### 回答

わが国においては、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進行しております。また、障害のある方が、社会のさまざまな活動に参加する機会を確保することが求められています。このことから、高齢者や障害者の皆さんが自立した社会生活を送るための環境整備が必要とされています。

バリアフリー新法では、1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の駅については、段差を解消するなどのバリアフリー化を行うことが定められております。この法律により、鉄道事業者はこれまでに、エレベーターを設置するなどバリアフリー化を進めてきました。

新河岸駅につきましても、市民の皆さんから、バリアフリー化の要望を頂いておりました。市といたしましても、早期に実現できるよう東武鉄道(株)と協議を重ね、このたび、今年度中にエレベーター2基と多機能トイレを設置することになりました。

このような駅施設のバリアフリー化に対しては、バリアフリー新法に基づいて、市も一定額の負担をしております。高齢者や障害者だけに限らず、すべての市民の皆さんにとって、より便利に安心して利用できるようになります。

このことについては、都市交通政策課都市交通政策担当・TEL内線2131にお尋ねください。

## 市民と市政の信頼関係を築くために 川越市オンブズマン 平成18年度運営状況報告

「川越市オンブズマン制度」は、公正で信頼される市政を推進するため、平成9年8月に設置されました。市政への苦情や不服を公正・中立な立場から解決を図るオンブズマンの、平成18年度運営状況をお知らせします。

### ●苦情申し立ての受け付け状況

平成18年度に受け付けた苦情申し立て件数は、4件です。

#### ■分野別件数

環境・衛生	1件
土地・住宅	1件
市職員	1件
災害	1件
合計	4件

#### ■所管別件数

総務部	1件
環境部	1件
建設部	1件
上下水道局	1件
合計	4件

### ●苦情申し立ての処理状況

昨年度から継続調査となっていた3件を含みます。

#### 調査を終了したもの（5件）

- ①申し立ての趣旨に沿ったもの（3件）  
武家屋敷の保存について（3件同内容）
- ②行政の不備がないもの（2件）  
ごみの集団回収について  
調整池の工事について

#### 取り下げられたもの（2件）

- 立ち退き請求について  
市職員による交通事故について

### ●苦情申し立ての手続き

市政に対する苦情で、申立人自身の直接の利害にかかわるものであれば、どなたでも申し立てることができます。ただし、判決などで確定したものなど、受け付けられない場合もありますので、あらかじめ広聴課にお尋ねください。

申し立ては、広聴課（本庁舎3階）および出張所窓口に備え付けの「苦情申立書」に、必要な事項を記入し提出してください。オンブズマン会議あてに、郵送することもできます。

### ●川越市オンブズマン

牧山市治さん（代表・弁護士）▶田島恒子さん（弁護士）▶赤松岳さん（弁護士）

問い合わせ…広聴課広聴担当・TEL内線2431